

令和7年12月2日

資料提供先：岡山県政記者クラブ

12/3～12/4にかけて降雪が予想されます

～冬用タイヤ装着・タイヤチェーンの携行をお願いします～

- 岡山県では、令和7年12月3日午後～4日朝にかけて、強い寒気が流れ込み、山沿いを中心に降雪が予想されています。
- 山間部では、路面の積雪や凍結の可能性があります。
外出される前には、冬用タイヤ装着やタイヤチェーンの携行をお願いします。なお、降雪時は冬用タイヤだけでは立ち往生する場合がありますので、早めのチェーン装着をお願いします。
- 通行される道路の最新の道路情報を、ご確認をお願いします。

《注意》

- ノーマルタイヤで積雪、凍結道路を運転するのは法令違反となります。
都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則等にて積雪または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務が規定されています。

（沖縄県を除く）違反行為は、反則金の対象となります。

- ※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。

- 冬用タイヤチェック（令和7年11月17日実施）

冬タイヤ装着率 **32%**、 チェーン携行率 **24%**

※至急冬タイヤへの交換をお願いします。

※最新の道路情報は、【別紙－1】に記載のホームページ等でご確認ください。



＜問い合わせ先＞

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

電話：086-214-2220（代）

086-214-2472（管理第一課直通）

副所長（管理） 安部 正和（あべ まさかず）

【担当】 管理第一課長 福嶋 秀之（ふくしま ひでゆき）

【広報担当】 計画課長 片岡 宏仁（かたおか こうじ）

※本記者発表資料は、岡山国道事務所ホームページ（<https://www.cgr.mlit.go.jp/okakoku/>）にも掲載しています。

※道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル 緊急通報#9910へ

※岡山国道事務所ではホームページのほかX（旧ツイッター）、YouTube、Instagramにおいても情報発信しております。

各コンテンツには以下2次元バーコードからアクセスできます。



X（旧Twitter）



YouTube



Instagram



積雪や路面凍結は小さな油断が大きな事故につながります。
冬用タイヤの早期装着とチェーンの携行を徹底し、「備えがある運転」で安全な冬を迎えましょう！

■最新の道路情報

最新の道路情報を以下のホームページ等にてご確認ください。

◆中国地方整備局 道路情報提供システム

<https://www.road.cgr.mlit.go.jp/road/frame.htm>



◆とっとり雪みちNavi(鳥取県内)

<https://yukinavi.net/index.html>



◆島根県 道路規制情報(島根県内)

<https://info.pref.shimane.jp/RoadShimane/>



◆岡山県 道路規制情報(岡山県内)

<http://dosei.pref.okayama.jp/dourokisei/>



◆ひろしま道路ナビ(広島県内)

<https://www.roadnavi.pref.hiroshima.lg.jp/>



冬期における道路の最新情報

◆山口県道路情報 道路見えるナビ(山口県内)

<https://www.roadinfo.pref.yamaguchi.lg.jp/>



◆NEXCO西日本

◎NEXCO西日本WEBサイト

<https://www.w-nexco.co.jp/>

◎ハイウェイ交通情報 アイハイウェイ

<https://ihighway.jp/pcsite/>

NEXCO西日本

アイハイウェイ



◆本四高速

https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/



◆日本道路交通情報センター(JARTIC)

<https://www.jartic.or.jp/>



大雪予想時は 外出を控えて!

「大雪に関する緊急発表」が出たら
災害級の大雪のおそれがあります!
いのちを守る行動をとってください!



令和7年3月
山梨県内国道20号における
車両滞留の発生状況

雪みち情報・ライブカメラ・X(旧ツイッター)

外出前にチェック!

全国の雪みち情報「おしえて!雪ナビ」



どうしても出かける
用事があるときは、**車内にもしもの備えを!**



毛布



食料・飲料



スコップ



乾いた砂を
ペットボトルに
入れて



砂

滑り止め



ノーマルタイヤでの
積雪・凍結道路走行は **法令違反!**

反則金

大型	普通	二輪	原付
7千円	6千円	6千円	5千円



都道府県道路交通法施行細則または道路交通規則にて積雪
または凍結した路面での冬用タイヤの装着等いわゆる
防滑措置の義務が規定されています。(沖縄県を除く)
違反行為は、反則金の適用となります。

※タイヤチェーン未装着車の通行を禁止する規制時は、
冬用タイヤであっても、タイヤチェーンの装着が必要です。